

**実務対応報告公開草案第 44 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント**

平成 27 年 2 月 24 日  
有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

平成 26 年 12 月 24 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 44 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメントについて、有限責任 あずさ監査法人の会計・審査統括部で検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

**1. 実務対応報告第 18 号における表示及び開示に関する取扱いについて**

「当面の扱い」として、「在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる」とされています。IAS 第 1 号第 10 項では、完全な一組の財務諸表には、(e) 注記（重要な会計方針の要約及びその他の説明的情報で構成される）が含まれるものとされています。

しかし、現行実務では、在外子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合、認識及び測定のみ準拠すればよく、表示及び開示については、連結財務諸表規則など日本基準に準拠すれば足りるとされているものと考えられます。

このような現行実務について、IFRS を適用している構成単位が連結財務諸表において財務的に重要であるケースは特に、表示及び開示は国際財務報告基準に準拠しなくてもよいとする理由に合理性がないと考えます。

したがって、実務対応報告第 18 号において、「当面の扱い」における表示及び開示に関する取扱いを明確にする必要があるものと考えます。

**2. 改正経緯の明確化について**

「本公開草案の概要」の冒頭に、「平成 18 年の本実務対応報告の公表後に改正された国際財務報告基準（IFRS）及び米国会計基準に対応して、本実務対応報告を包括的に見直すべきか否かについては、「修正国際基準（略）（案）」との関係等も踏まえつつ、今後、必要に応じて、適切な時期に検討を行う予定です。」と記載がありますが、なぜ今回この 2 点を改正対象としたのかが必ずしも明確でなく、より明確に理由を付記するべきと考えます。

以 上